

アビタス通信 vol. 43

A b i t u s P r e s s

2017 Spring

Abitus

Tax's Risk

中堅・新興企業における税務リスク最新動向

日本税制研究所
代表理事・税理士
朝長英樹氏

近年、数百億円規模の高額課税を受ける大型事件が続いている。過去にはこのような例はなく、近年は高額課税を受けるリスクが非常に高まった異例の時期と言える。財務省時代、自ら法人税法132条の2（組織再編成に係る行為又は計算の否認）の創設等に携わり、税法解釈や租税回避事件に精通する講師が、ヤフー事件、IBM事件などを個別にピックアップして「租税回避」事件の概要・教訓・実務対応までを具体的に解説。あわせて今年度の組織再編成税制の改正の要点にも触れた。

ヤフー事件の概要と経緯

ヤフー株式会社（以下「ヤフー」）がソフトバンク IDC 株式会社（以下「IDCS」）を吸収合併した際に、IDCSの抱えていた500億円に及ぶ繰越欠損金を合併法人のヤフーに引き継いで損金算入したことが、税務調査で、「租税回避」とされて法人税法132条の2による課税（繰越欠損金の損金算入の否認）が行われた。このヤフー事件は、平成13年度の法人税法132条の2の創設以来、最初の同条の適用事案となった。

ヤフーはIDCSよりも企業規模がはるかに大きく、合併は、大が小を飲み込むような状態となるため、法人税法では、IDCSの常務以上の役員が合併後にヤフーの常務以上の役員とならない限り、「みなし共同事業要件」を満たすことができず、ヤフーがIDCSの繰越欠損金を引き継いで損金算入することができない仕組みとなっている。

そこで、ヤフーの社長が合併の少し前にIDCSの非常

勤で無報酬の副社長に就任し、その後、合併を行うこととされた。そうすれば、IDCSの常務以上の役員が合併後にヤフーの常務以上の役員になるということになり、形式上、上記の「みなし共同事業要件」を満たすことになる。

これに対し国は、それは形式上、「みなし共同事業」を満たしてはいるものの、「租税回避」として法人税法132条の2を適用すべきものであるとして課税を行った。

このヤフー事件の最高裁判決においては、法人税法132条の2は、組織再編成に係る租税回避を包括的に防止する規定として設けられたものであり、「租税回避」とは税法の各規定の濫用であると明確に述べられている。この「租税回避」とは税法の規定の濫用であるという捉え方は、諸外国では常識と言ってよいものである。

この最高裁判決においては、税法の規定の濫用か否かは、「各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否か」という観点から判断する、とされている。要するに、「各規定の本来の趣旨及び目的」がどのようなものかということを知った上で、その「各規定の本来の趣旨及び目的」から逸脱するものか否かということを判断



しなければならない、ということである。

そして、最高裁判決では、税法の規定の濫用の有無の判断に当たっては、「当該法人の行為または計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか」、「税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等」を考慮する、とされている。

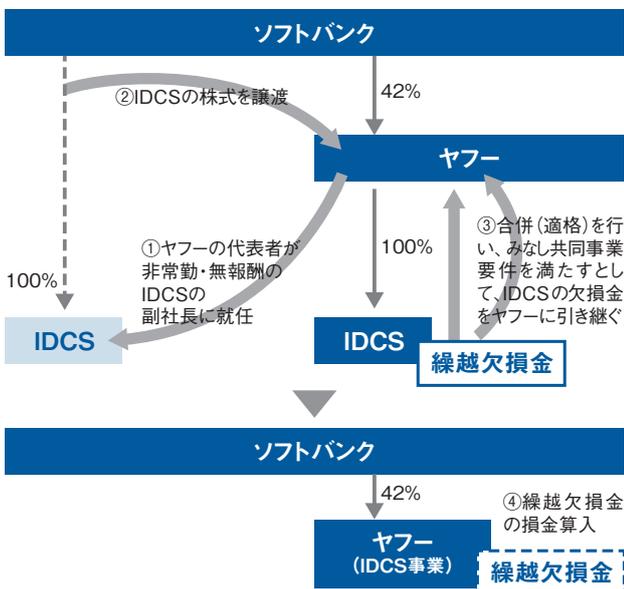
ヤフー事件の教訓

ヤフー事件判決により、法人税法 132 条の 2 によって租税回避として否認されるか否かの判断基準は、税制度の濫用潜脱基準であることが明確になった。ヤフー事件においては、合併を行うこと自体に事業目的があることは否定できないわけであるが、**事業目的があっても租税回避になる**という点が最も重要な教訓ということになる。事業目的があるのか否かということが重要なのではなく、適用される規定の趣旨目的に反するものであるのか否かということが重要となるわけである。

そもそも、「租税回避」とは、「〇〇したら税金が高くなるので、□□して税金を安くする」というものであるため、税制度の濫用潜脱であることが自明である。ヤフー事件は、この我が国の従来の「租税回避」に関する誤った通説を明確に否定したところに大きな意義がある。

こうした判決が確定したことで、組織再編成に関する税務調査が強化されることは覚悟しなければならず、特に過去の組織再編成の処理に問題が出る可能性が高い。

図表 ヤフー事件の枠組み



※税務調査で、IDCSから引き継いだ繰越欠損金の損金算入を否認

通常、税務申告を行ってから5年を経過すれば大丈夫と思われるが、組織再編成や資本取引等はその逆のパターンで課税されるケースがあり、盲点となっている。例えば、平成 13 年に行った組織再編成の適格判定が正しく行われず、適格組織再編成ということで含み損のある資産の帳簿価額を新会社がそのまま引き継いでいたという場合で、10 年後に、その新会社がその資産を売却して損失を計上したというときに、税務調査で、その適格判定が問題とされて、正しく判定すれば非適格組織再編成であったということになると、平成 13 年においてはその資産の含み損が実現して損失となるものの、更正期限を過ぎているため、減額更正は行われず、他方、10 年後の損失は無かったものとされて、課税を受けることとなる。組織再編成に関しては、こうした逆パターンが往々にして起こることとなるため、過去の組織再編成で、思い当たるものがあれば、見直しておいた方がよい。

IBM事件で示された132条の解釈

IBM 事件は、日本 IBM 株式会社（以下「日本 IBM」）と米国本社の間設立された中間持株会社が日本 IBM に自己株式の買取りを行わせて約 4000 億円のみなし配当と子会社株式の譲渡損とを計上し、その後、日本 IBM と中間持株会社が連結納税を行い、その中間持株会社の譲渡損と日本 IBM の事業利益とを相殺して課税所得を減少させたものに対して、税務調査で、「租税回避」であるとして法人税法 132 条（同族会社等の行為又は計算の否認）による課税（子会社株式の譲渡損によって生じた繰越欠損金の損金算入の否認）が行われたというものである。

この IBM 事件は、納税者側の勝訴で確定したが、法人税法 132 条の解釈に関しては、国側の解釈が採用され、これが大きな問題を生じさせている。

この事件の判決においては、①「行為又は計算が、異常ないし変則的であり」、かつ、②「租税回避以外に正当な理由ないし事業目的が存在しない」と認められる場合に租税回避となるという通説が明確に否定されて、「行為又は計算が、純粹経済人として、不合理、不自然なもの、すなわち、経済的合理性を欠く」という場合に租税回避となるとされた。これは従来の①を別の表現で言い換えるとともに、②は要件とはならないとしたものである。①の部分のみが残った結果、過度に租税回避の範囲が広がってしまった。判決文では、事業目的があるか否かは要件にならないと、明確に述べられている。

この判決のように、経済合理性を欠くものが租税回避

平成29年度の組織再編成税制改正の要点——スピノフとスクイーズアウトを中心として

■スピノフへの課税繰延べ措置

平成29年度改正の対象となっている「スピノフ」の典型的なケースは、公開会社が二つに分割されて二つの公開会社ができるケースである。平成29年度改正では、法人が特定の事業部門を分割型分割により、分離・独立させる（スピノフ）ときの課税を繰り延べることとされる。平成29年度改正では、スピノフで新設される法人が企業グループ外の法人となる分割について、新たに「適格分割」という枠組みが設けられることとなる。企業グループ内でスピノフが行われる場合は、従来から存在する適格分割の枠組みで対応すればよいということで、平成29年度改正では、特に措置は講じられない。

また、平成29年度改正では、100%子会社の株式を親会社の株主に現物分配するものについても、実質的にスピノフと同様の結果となるということで、適格とする措置も講じられる。

■スクイーズアウトへの課税繰延べ措置

平成29年度改正では、少数株主に金銭を交付して出ていってもらう「スクイーズアウト」への課税繰延べ措置も講じら

れる。この措置は、全部取得条項付種類株式等を用いたスクイーズアウトを「組織再編成」としたり、金銭交付が行われる吸収合併を適格合併としたりするものとされている。

■株式継続保有要件の見直し

従来、適格組織再編成の要件の内の株式継続保有要件に関しては、株主数が50人未満の場合にのみ課されることとなっていたが、平成29年度改正により、発行済株式の50%超を保有する株主がいる場合にのみ組織再編成後もその株主が交付を受けた株式の全てを保有することという要件に変更される。

■連結納税への加入の際の時価評価等の緩和

平成29年度改正により、上記のスクイーズアウトへの課税の繰延べ措置に連動して、子会社が「適格」スクイーズアウトによって連結納税に加入することとなる場合、その子会社の資産の時価評価と繰越欠損金の連結納税への持込みの制限が緩和されることとなる。

また、平成29年度改正により、帳簿価額が1千万円未満の資産については、時価評価を行わなくてもよいこととされるため、事連結納税への加入の際に、自己創設のれんの時価評価を行わなくてもよいこととなる。

となるということであれば、従来、寄附金課税が行われていたものや移転価格課税が行われていたものも租税回避とされるということになりかねない。

グループ税制外し事件と実務対応

IBM 事件判決における法人税法 132 条の解釈が IBM 事件だけの個別事案における解釈で終われば、他に影響はなかったわけであるが、そうはなっていない。

100%の持分関係にある法人間で資産の売買を行った場合に譲渡損益の計上を繰り延べるというグループ税制の取扱いの適用を免れるために、1%のみの株式を従業員に持たせた上で、含み損のある資産を法人間で売買して譲渡損を計上したケースに対して、税務調査で租税回避として法人税法 132 条によって課税が行われた事案について、平成 28 年 1 月に、大阪国税不服審判所は、IBM 事件判決における同条の解釈の文言とほとんど同じ文言で同条の解釈を示し、課税を是認する判決を下した。

このように、いったん IBM 事件判決の法人税法 132 条の解釈が他の事件で使われると、以後、その解釈が一般化してしまうこととなる。

実務対応としては、①「事業上の必要性」や「事業目的」がなければ、なお一層、租税回避とされる可能性が高まるため、必ずそれらがあることを明確に主張できるようにしておくこと、②取引はできるだけ「経済的合理性」があるものとしておくこと、③税務調査時の対応も含めて隠ぺい・仮装とされないように慎重に対応すること、

④知見や能力の十分な専門家から意見や指導を求めることも検討すること、この4点が特に重要と考えられる。

有利発行課税事件

子会社の増資新株を有利発行によって取得したとして親会社に受贈益が課税されるケースがある。外資規制により、親会社が外国子会社の株式の100%を保有できない場合で、親会社が外国子会社に増資をするというときに、この課税を受けることがある。

最初に問題となったのは、某大手商社が行ったタイ子会社への増資で、平成 21 年に某大手商社に対して巨額な受贈益課税が行われた。この事件は、平成 24 年 5 月に、国側の勝訴で確定した。

この国側の勝訴を受けて、国税庁は、一斉に同じようなパターンとなっているものに課税を行い、最初に課税を受けることとなったのが神鋼商事株式会社である。

これらの有利発行課税は、昭和 48 年に創設された根拠法令の解釈を誤って課税が行われていることが明らかであるにもかかわらず、その解釈の誤りが全く認識されていない。

Profile

Hideki Tomonaga / 東京国税局・税務署において、主に法人税調査・審理に従事（昭和 57 年～平成 7 年）財務省主税局において、金融取引に係る法人税制の抜本改正（平成 12 年）・組織再編成税制の創設（平成 13 年）・連結納税制度の創設（平成 14 年）などを主導。平成 19 年 3 月～現職。

（本稿は 2017 年 2 月 17 日、東京・中央区のアピタス八重洲校にて開催されたセミナー「中堅・新興企業における税務リスク最新動向」を編集部にてまとめたものです。）

企業に求められる 改正個人情報保護法の実務対応

内田・鮫島法律事務所パートナー
弁護士
伊藤雅浩氏

本年5月30日、改正個人情報保護法が施行される。ビッグデータの利活用に対するニーズの高まりや個人情報の大量流出事案による国民の不安増大、国際的な規制との調和を背景に、平成16年の個人情報保護法施行以来13年ぶりの大改正となる。取扱い個人情報が5000人分以下の事業者も新たに対象となり、個人データの「第三者提供」の際に生じる確認・記録義務や、「要配慮個人情報」という新しい概念の導入など、実務への影響は少なくない。本セミナーでは、現行法の規制内容を踏まえつつ、改正法施行に向けて準備しておくべきポイントまでを解説。その概要をお届けする。

個人情報保護法改正にまつわる事件等

改正個人情報保護法施行を目前にして、個人情報保護に対する意識が高まっている。ここ数年だけを見ても、改正の議論に影響を与えた事例がいくつも生じている。

【事例①】大規模漏えい事件 平成26年7月、4000万件の個人情報が漏えいし名簿業者に流れた。個人情報保護法成立以来最大の事件であったと思う。ご記憶の方も多いただろう。漏えいした事業所に対して主務大臣である経産大臣勧告が出され、漏えい行為を行った委託先従業員には懲役3年6カ月の実刑判決(不正競争防止法違反)が出た。

【事例②】大阪駅ビル顔認識実験 平成25年11月、独立行政法人が大阪駅ビルにて通行人の顔をカメラ90台で撮影して、追跡する実験を発表した。画像認識処理によって人の流れを分析して、災害発生時の経路に資するなどのためと発表されたが、肖像権やプライバシー等が問題視され、縮小された。第三者委員会の調査報告書では、肖像権的にもプライバシー的にもギリギリ許容範囲内という判断が出された。この分野の一线級の学者や弁護士が書いたこの報告書は、顔画像、ビデオ画像等の利用をお考えの方には参考になるので一読をお勧めしたい。

【事例③】鉄道乗降履歴データ提供 平成25年、ICカードに蓄積された鉄道の乗降履歴データを外部に提供すると発表したが、凍結された。本人識別がつかないようにしたとされたが、個人情報保護法やプライバシー法関係の専門家から、個人情報保護法に違反する疑いがあると

いう指摘がなされていた。

こうした事例は、ちょうどパーソナルデータに関する検討会が開催されている時期に生じた。検討会の結果を踏まえて、平成27年、改正法成立。29年5月施行の運びとなった。28年には個人情報保護委員会が発足。独禁法に関しては公正取引委員会が監督するように、個人情報保護法に関しては、個人情報保護委員会が一括監督することとなった。

改正法、6つのポイント

改正法のポイントは6つある。概要を見てみよう。

【point①】個人情報の定義の明確化 グレーゾーンと呼ばれていた部分が明らかになった。さらに「要配慮個人情報(いわゆる機微情報)」という類型が創設され、今まで個人情報か否かの区別だけだったところに、個人情報の中でも慎重に取り扱うべきものが加えられた。

【point②】適切な規律の下での個人情報等の有用性を確保 「匿名加工情報」に関する加工方法や取扱い等の規定が整備された。前述の「鉄道乗降履歴データ」を分析して使いたいというとき、「個人情報保護法違反ではないか」という声があった。どうすれば利用できて、どういうレベルでは利用不可なのかを、明確にするために導入された類型である。

【point③】個人情報の保護強化 トレーサビリティの確保(第三者提供に係る確認及び記録の作成義務)は、改正法の対応としては最も重要と思われる。不正な利益をはかる目的による個人情報データベース等提供罪が新設された。これらは、4000万件の漏えい事件を受けて導入された新しい規定である。

【point④】個人情報保護委員会の新設及びその権限 現行の主務大臣の権限を一元化されたのは前述のとおりである。この委員会の発足は大きな変化であろう。



【point ⑤】 個人情報の取り扱いのグローバル化 今、日本国民の個人情報を最も多く握っているのは、グーグルであったり、アップルであったり、アマゾンであったりする。そうした海外の事業者に対する個人情報保護法の執行問題を手当した。もう一つ重要なのが、「外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備」である。外国のクラウドサービスなどに、従業員や顧客の情報を入れる際には国内にあるサービスを利用する場合とは異なる規制が適用されることになる。

【point ⑥】 取り扱う個人情報が 5000 人以下の小規模取扱事業者への対応ほか 「その他改正事項」で挙げられた中での大きな変更点。従来、法律が課せられるのは、個人情報取扱事業者に該当する事業者、つまり 5000 人以上の個人情報を持っている事業者に限られた。今回の改正で、その枠が取り除かれ全事業者が対象となった。従業員の情報や取引先の名刺も個人情報であり、どんな小さな会社でも該当することとなる。

個人情報保護法の基礎概念

個人情報保護法は、法体系が複雑ですべてを矛盾なく一貫して理解するのはかなり厄介だ。改正法を読んでいくと、政令（個人情報保護法施行令）や規則（個人情報保護委員会が定めた個人情報保護法施行規則）で定めると書いてある部分が多く、具体的な内容は、政令・規則、さらに個人情報保護委員会や各事業分野ごとに定められるガイドラインを参考にしなければならない。

個人情報保護法の基本である①「誰が義務を負うか?」、②「何についての義務か?」、③「どんな義務か?」については、今回、すべてに改正が加わった。

①について義務を負う「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を」事業の用に供している者をいう。改正法ですべての事業者が該当するようになったことはすでに述べたが、中小規模事業者への配慮がガイドライン（通則 87 頁～）に示されているので参考にされたい。

②の、対象となる個人情報とは、そもそもなんだろうか。例えば、顧客の氏名・住所等を管理する顧客マスターと購買履歴の表があるとすると。購買履歴には氏名は入っておらず顧客 ID のみ記載されているので、これだけ見たのでは個人は特定できない。データベースはおおよそこうした構造になっている。

「個人情報とは個人の氏名、生年月日、住所などの個人を特定する情報のこと」という説明は果たして正しいだろうか。個人を特定する情報が個人情報であれば、その他は個人情報にはならないのか。答えは“No”だ。

個人情報とは「生存する個人に関する情報」で、そこに含まれる情報によって「特定の個人を識別できるもの」である。さらに、その情報だけで特定できなくても「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別」できれば、それも「個人情報」である。購買履歴の表に含まれる情報単体で個人を特定できないとしても顧客 ID で顧客マスターと紐づけられれば、顧客マスターも購買履歴も全体で個人情報となる。

個人情報をデータベース等に入れると、価値が高まる一方で、漏えい等による危険性も高まる。そのため個人情報取扱事業者には、多くの義務が課せられる。逆に言えば、整理されていない名刺の束や、出席者の氏名が書いてある議事録、防犯カメラで撮影されただけの映像情報は、個人情報ではあっても、個人情報データベースではない。個人情報データベース等に入っている個人情報は、「個人データ」と呼ばれる。個人情報保護法に係る重要な義務は、ほとんどこの「個人データ」に係るものだ。

個人情報の定義の明確化と要配慮個人情報

改正法では「個人情報」の定義が明確化された。重要なのは、「個人識別符号が含まれるもの」という点だ。ゲノム情報・指紋・顔の特徴を数値化、記号化したものは「個人識別符号」とされ、他にも政令で定められた、運転免許証の番号・パスポートの番号・マイナンバー・基礎年金番号・保険証の番号は個人識別符号にあたり、これらを含むものは個人情報となる。メールアドレスやクレジットカード番号・携帯電話番号・サービス ID・IP アドレス・SNS アカウント名等は個人識別符号には含まれない、というのが今の立て付けである。ただし、繰り返すが単体では識別できないと言っているだけなので、氏名と住所とクレジットカード番号が並んでいれば、そのクレジットカード番号は当然個人情報として取り扱わなければならない。

また、これまでは利用目的を公表・通知していれば、個人情報の取得自体に本人の同意は不要だった。今後は「要配慮個人情報」（人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪歴・犯罪被害を被った事実）については本人同意が原則化された。取得にあたっては要配慮個人情報が含まれるかどうかの検討が必要となる。

不要になった個人データの削除義務

改正法では、不要になった個人データの消去義務（努力義務）が追加された。不要になったデータは消去してしまったほうが漏えいのリスクも少なくなる。リスクヘッ

ジの観点からも消せるものは消していったほうがよい。十数年前からの顧客情報が漏えいしたあるケースでは、漏えいしたデータの7割以上が退会した顧客であった。退会しても情報を預かっていれば責任が生じる。個別に連絡が必要になったとき、連絡が取れないケースが多く厄介なことになるので、なるべくなら消しておきたい。

そうは言っても、システム上、データ消去は容易ではない。まずは不要になった個人データ消去に関するルールを決めることが、会社として必要なことであろう。

第三者提供が改正法のメインテーマ

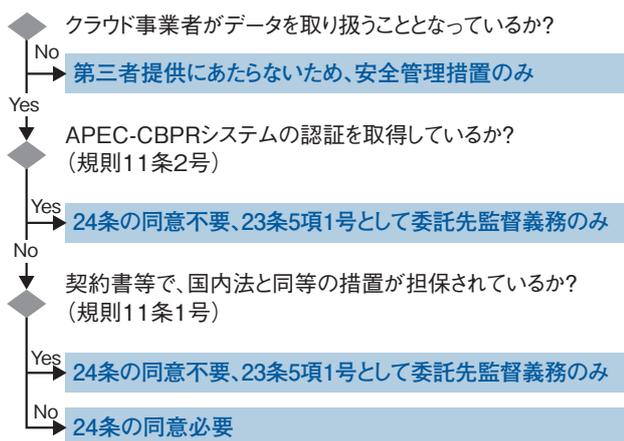
個人情報の第三者提供は、改正法のメインテーマともいえる大きなテーマだ。中でも重要なのが、①海外への移転(規制強化)、②トレーサビリティの確保(記録義務)、③ビッグデータ流通促進(匿名加工情報)の3点である。

【テーマ①】 海外への移転

個人情報を第三者に渡す場合は、「あらかじめ同意」が原則とされている。海外への移転で問題となりやすいのはクラウドサービスの利用である。国内の事業者の場合には、「委託」であれば個別の同意は不要(ただし監督義務はある)だが、海外の事業者の場合には、委託であっても、一定の要件を満たしていない場合には個別の同意が必要になるからだ。

海外クラウド事業者がデータを取り扱わないことが契約上定められているなどの場合には、追加的な規制はかからないが、データを取り扱う場合は、APEC-CBPRシステム等の国際的な認証を取得しているか、契約書等で、国内法と同等の措置が担保されていない限りは、委託であっても同意が必要となる(図表参照)。このチャートにあてはめて、同意が必要だが、同意を得られなくなれば、その事業者の利用を諦めることになるので、現

**図表 外国事業者への第三者提供
(クラウド事業者の例)**



在利用している事業者のアセスメントが必要になる。

対象となる「外国にある第三者」について。日本法人の子会社である現地法人にデータを渡す場合、外資系企業で親会社にデータを渡す場合は、「外国にある第三者」への提供となるが、日本法人の外国にある現地オフィスの場合は当たらないとされている。

【テーマ②】 トレーサビリティの確保

改正法では、個人データを第三者に渡すとき、いつ、だれが、どう渡したかを記録に残すように定められた。第三者の名称等特定事項(誰に渡すのか)、本人を特定するに足りる事項(IDや氏名など、誰の分を渡すのか)、個人データの項目(中身全部ではなくて、氏名、住所、購買日等の項目)を記録に残して一定期間、保存しなければならない。具体的な記録内容や作成方法は規則やガイドラインで定められている。原則として、提供した都度速やかに記録することとされているが、継続的・反復して提供するときは一括して作成できる。あるいは、第三者にデータを提供するという契約書をもって提供の記録としてもよい。さらに、第三者提供を受けとる側は「確認」義務(提供元の氏名、個人データ所得の経緯、法の順守状況)を負う。ただし、提供する側に義務が生じる場合でも、受けとる側にとって個人データ・個人情報に該当しない場合は、受けとる側には義務は課せられない。

【テーマ③】 匿名加工情報

ビッグデータ・パーソナルデータの利活用の期待がある一方で、消費者の不安、事業者の萎縮が生じていた。仮名化しても提供元において元データに復元できるような場合には、第三者に提供する際に同意が必要と言われており、使いづらかった。そこで「匿名加工情報」が導入された。匿名加工情報とは、「特定の個人が識別できないように個人情報を加工した情報。復元できないようなもの」を言う。具体的な「匿名加工情報」の加工基準は、個人情報保護委員会規則で定められ、やっと出そろった。まずは個人が識別できる記述をすべて削除(置換)する等、匿名加工の具体例が個人情報保護委員会のレポートに詳述されている。ガイドラインとこのレポートは、匿名加工情報を使う時はぜひ参考にいただきたい。

Profile

Masahiro Ito / 1996年名古屋大学大学院工学研究科情報工学専攻修了。アンダーセンコンサルティング(現アクセンチュア)等にて、システムの導入、企画・開発等に従事。2007年一橋大学法科大学院卒業、2008年弁護士登録後、内田・鮫島法律事務所入所。現在に至る。

(本稿は2017年3月13日、東京・渋谷区のアピタ新宿本館にて開催されたセミナー「企業に求められる改正個人情報保護法の実務対応」を編集部にてまとめたものです。)

CIA PROGRAM

公認内部監査人

経営環境が目まぐるしく変わる中で、企業は適切なリスク・マネジメントを行う必要があります。内部監査は社内のリスク・マネジメントをモニタリングする役割が求められおり、企業の健全な発展に不可欠な役割を担っています。

アビタス CIA プログラムの特長

- ◆ 初学者でも理解できる、具体例を交えた分かりやすい講義
- ◆ 業界唯一の模擬試験も完備
- ◆ 新宿校・八重洲校・大阪校でのライブ講義、eラーニング、それらの併用など、多様な学習形態をご用意
- ◆ 受講期間は2年間。学習の中断があっても安心
- ◆ 4択問題 eラーニング全問解説・電子テキストの採用など、最高の学習効率を実現

無料説明会のご予約は abitus.jp/43-cia

お問い合わせ

Tel : 03-3299-3330 Fax : 03-3299-3777
Email : cia@abitus.co.jp

Abitus 国際資格の専門校
株式会社アビタス

システム監査のプロへ

システム監査のプロフェッショナルである CISA® (公認情報システム監査人) のニーズは、外資系コンサルティングファームや監査法人にとどまらず、事業会社の内部統制部門などにも広がっています。今後、需要と役割がますます拡大するシステム監査において、国際基準の知識を持つシステム監査人は、業種を問わない幅広いキャリアアップを目指すことができる資格です。

CISA® 試験の合格率は通常 30% 程とされていますが、アビタスの CISA® プログラムでは合格率 75% 以上で、論点を整理したオリジナル教材で短期合格を実現します。

累計合格者 **958** 名
(2017年2月現在)

アビタス CISA® プログラム 3つのメリット

- ◆ CISA® に精通した講師による「合格」に的を絞った講義
- ◆ 論点中心メソッドで、学習時間を大幅短縮
- ◆ 充実の学習サポートで、試験料以外の追加費用はゼロ

まずは説明会へ

ご予約はこちら
abitus.jp/43cisa



お問い合わせ

Tel : 03-3299-3330 Fax : 03-3299-3777
Email : cisa@abitus.co.jp

Abitus 国際資格の専門校
株式会社アビタス

〈無料〉社員研修コンテンツ体験セミナー

国際資格の専門校ならではの社員研修プログラムをデモンストレーション

2017年5月17日(水) 13:00~17:20

アビタスでは法人様向けに、国際資格の専門校として培ったノウハウと多彩なコンテンツをご提供しています。今回、人気コンテンツの中から、厳選した3テーマ「ビジネス英語」「会計」「コンプライアンス」のデモ講義を無料でご覧いただく機会をご用意しました。研修導入実績約2000社のクオリティをぜひご体感ください。

- 講師： 齋藤 浩史氏 アビタス・マサチューセッツ大学 MBA プログラム講師 / (株) グローバルアップライズコンサルティング代表取締役
伊藤 勝幸氏 アビタス U.S.CPA プログラムほか講師 / 米国公認会計士 / 公認内部監査人
君野 匠氏 プラムフィールドアドバイザー (株) 代表取締役 / 公認会計士 / 税理士
- 会場： アビタス八重洲校 東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 4 階
- 定員： 50 名
- 参加費： 無料 (事前登録制)
- 締切： 5月12日 (金)

意思決定のための会計講座

数字を理解し、根拠を持った判断をするためのポイントを解説

2017年5月19日(金) 10:00~17:00

ビジネスでは意思決定が付きものです。投資額や事業規模といった方針は、勘ではなく数値を使って合理的に決めれば成功の確率が変わります。ビジネス上起こりうる演習問題を解き、各種数値の操り方(フレームワーク)を体感していただきます。

- 講師： 川口 宏之氏 ジャパン・ビジネス・アシュアランス (株) ディレクター / 公認会計士 / 早稲田大学会計大学院非常勤講師
- 会場： アビタス八重洲校 東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 4 階
- 定員： 50 名
- 参加費： 30,000 円 (税込)
- 締切： 5月12日 (金)
- 共催： JBA グループ

〈無料〉退職給付会計講座

退職給付会計のポイントをざっくりと解説

2017年5月24日(水) 9:30~11:30

6月~8月にかけて開催する本講座に向けたトライアル講座です。日本基準における退職給付会計については、新基準が2014年から適用となり、改正前よりもレベルアップした実務になっています。意外にも広くて深い退職給付の世界、そのエッセンスを学んでいただきます。

- 講師： 中村 淳一郎氏 IICパートナーズ 代表 / 公認会計士 / DC アドバイザー・日本アクチュアリー研究会会員
- 会場： アビタス八重洲校 東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 4 階
- 定員： 50 名
- 参加費： 無料 (事前登録制)
- 締切： 5月19日 (金)

上記イベントの 申込方法

■ Webフォーム

アビタス法人研修 Web サイト (<https://www.abitus.co.jp/partner/>) の各セミナー・講座ページ内専用フォームでご登録ください。

■ ファクス

上記サイトの各セミナー・講座ページから申込書をダウンロードいただき、必要事項ご記入の上、アビタス新宿本校へファクス (03-3299-3777) ください。

アビタス 法人研修

検索

お問い合わせ

片岡

mail : training@abitus.co.jp

TEL : 03-3299-3130

FAX : 03-3299-3777